|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】１．地域移行支援の報酬等に関して２）　障害児施設の地域移行では相談支援の関わりもなく不適切な対応が行われたり、措置停止されず地域移行支援・体験利用ができないケースも出ていることから、相談支援が早くから関わり、体験時には、毎回措置停止することなど、児童部局・児施設と認識を共有し問題の発生を防ぐこと。 |
| （回答）○　障がい児入所施設に入所する児童については、子ども家庭センターを含めた府、施設、市町村、相談支援事業所、教育等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、計画的に移行支援・移行調整を進めることが必要であると認識しております。○　令和６年４月施行の児童福祉法の改正及び障がい福祉サービス等報酬改定により、移行調整の責任主体が都道府県等であることが明確化されるとともに、障がい児入所施設に、移行支援計画の作成等が求められることとなりました。○　このような動向等を踏まえ、本府におきましては、従来から作成していた移行支援計画について、関係機関がより一層連携して移行調整を進められるものとするため、計画様式とその運用について見直しを行ったところです。○　当該計画に基づき、関係機関が連携して移行調整を進めることができるよう、適切に状況把握及び進捗管理を行って参ります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】２．大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて１）　府「提言」の推進に向けて、各市町村の相談支援体制の充実強化のための研修のみならず、各市町村の基幹センター等の相談支援事業が連携した施設訪問活動の実施、入所者の地域移行の意向確認の際に、施設外部の相談支援事業所が連携して意思決定支援をするなどの仕組みの導入、ならびにセルフプランの解消、地域生活体験・地域移行支援の展開について具体化すること。 |
| （回答）○　令和５年７月、大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会から「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化」について、市町村及び大阪府に提言をいただいたところです。○　この提言の中には、地域移行を進めるうえで相談支援体制を充実・強化することが重要であり、市町村と基幹相談支援センターが連携して、施設や指定一般相談支援事業所等へ働きかけ、地域移行を促すとともに、地域移行を進めるうえで重要な「体験の機会・場の提供」の取組を早急に進めていくよう市町村に求めているところです。○　また、大阪府は全国的に見てもセルフプランの割合が高いことから、この提言の中で、各市町村でセルフプラン率の要因を分析のうえ、計画相談が必要な障がい児者全てに行き届くよう、相談支援専門員の必要な人数等を数値化し、相談支援体制の整備に取り組むよう提言いただいており、府としても積極的に市町村へ働きかけているところです。○　障がい者の意思決定支援については、今年度、国において「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において利用者の自己決定の尊重及び意思決定支援への配慮が努力義務化され、相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議等には、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することが明記されました。○　このような取り組みを早期に行えるよう、府においては、今年度から地域生活促進アセスメント事業に取り組んでおり、市町村に活用いただけるアセスメントシート等を提供するなど、市町村の相談支援体制の充実・強化に向けて、引き続き支援してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】２．大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて２）　「府地域生活促進アセスメント事業」について、重度者の地域移行・地域支援実績のある団体の取組みを参考にしてツールやマニュアル作りを進め、重度者への対応を着実に進めていくこと。 |
| （回答）○　大阪府が実施する「地域生活促進アセスメント事業」については、事業期間を３年間で設定し、令和６年度はマニュアル等のツール作成、令和７年度は府内市町村のうちモデル市を選定のうえ試行実施しながら支援ツールのブラッシュアップを図り、令和８年度には府内全市町村を回り、ツール導入などの助言を行う予定です。○　現在、マニュアル等のツール作成については、府が各圏域から選抜された民間の相談支援事業所等の方８名と大阪府職員が協働して、先進事例も参考にしながら施設入所及び退所に係るアセスメントシートやマニュアル、強度行動障がい者の地域での支援体制づくりにかかるマニュアル等を作成しているところです。○　この民間の８名の方は、基幹相談支援センターの職員や入所施設を運営する法人の職員の方も含まれており、加えて、大阪府職員は府立砂川厚生福祉センターや障がい者相談支援センターの職員も参画しております。○　引き続き、この事業を着実に進めることで、施設の入所待機者及び入所者の地域移行の促進に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課　 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】２．大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて３）　地域移行の受け皿の育成・バックアップに向けて、重度・行動障害のグループホーム等での支援状況を把握し、広範な事業所に対する受入れ研修やスーパーバイザー派遣の仕組を作ること。 |
| （回答）* 地域移行の受け皿の育成について、大阪府では、重度知的障がい者の暮らしの場となるグループホームの確保や地域生活を支える体制整備に向けて、「重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」を実施しているところです。
* 本事業は、府内でグループホームを運営する法人に対して、訪問コンサルテーションや実地研修を通じて、重度障がい者支援に係る人材を育成し、入所施設からの地域移行推進と地域の支援体制の整備を図ることとしています。

○　本事業の参加法人におきましては、市町村と連携して、地域の事業所に参加を呼びかけて実践報告会を実施するなど地域で活動されており、引き続き、このような活動が、より広く地域に展開できるように検討してまいります。 |
| （回答部局名）　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】２．大阪府での地域移行取り組み・虐待防止の推進に向けて４）　岸和田光生療護園での利用者死亡事件を受け、当該施設における事実解明を進めるとともに、府内民間入所施設において、虐待や日常的な不適切処遇が起こらないよう、これまでの指導等に加え、実効的な手立てを行うこと。また府立砂川厚生福祉センターの事故について今年４月に検証報告書が出されたが、改めて今回の事故についての見解を示すとともに、府内の全障害者関係施設で、同様の事象が起きないよう、事故内容・再発防止等の周知を徹底すること。 |
| （回答）○　岸和田光生療護園での虐待事件については、関係市と協力・連携しながら、現在指導監査を行っているところです。○　今後、関係市が認定した虐待内容や府で把握した事実関係を踏まえて、必要な運営上の指導に加え、利用者の立場にたった丁寧な支援や第三者委員会の設置による原因究明の実施なども求めてまいります。○　また、これまで、障がい福祉サービス事業所等に対しては、定期的に指導監査を行うとともに、虐待通報があった場合は速やかに対応してきたところですが、今回の事件に関する情報は府内の市町村や障がい福祉サービス事業所等とも共有することにより、指導監査の充実や施設従事者による虐待の防止に対する注意喚起を図ってまいります。○　加えて、今回の事件から得られた教訓について可能なものは、毎年実施している障がい福祉サービス事業所等に対する虐待防止研修の内容にも反映させることにより、今後も施設従事者等による虐待の防止を図ってまいります。○　まず、府立砂川厚生福祉センターでの事故において亡くなられた方に、心から哀悼の意をささげます。○　府立施設でこのような重大な事故が発生したことを重く受けとめ、今後同じような重大な事故が起きないよう、死亡事故検証会議を設置し、発生要因の分析や必要な再発防止策の検討を行い、その内容を報告書として４月12日に公表しました。○　事故の内容については、現在も刑事事件として継続しているため差し控えますが、検証会議の検討にあたっては、有識者や弁護士等の第三者の視点からのご見解やご意見もいただいております。　○　会議でまとめられた再発防止策に着実に取り組んでいくことで、二度と同じような事故が起きないよう、引き続き安心・安全な支援に一層努力を重ねてまいります。○　併せて、府立砂川厚生福祉センターで培った支援ノウハウについても、府内の施設や事業所に発信してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課（下線部について回答） |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】３．精神障害者の地域移行・権利擁護について１）　府内精神科病院では１年以上の寛解・院内寛解の方500余名が未だ入院中であり、地域移行対象者として早急に退院に向けた取組を、行政・病院・地域で一丸となって進めること。 |
| （回答）○　大阪府では、府内精神科病院の入院患者の実態把握のため「精神科在院患者調査」を継続的に実施しており、１年以上の長期入院患者数は減少傾向ですが、ご指摘のとおり一定数の寛解・院内寛解状態の方がなお入院されています。○　そのため大阪府では、長期入院精神障がい者の退院促進に向けた支援体制の強化を目的とした、「大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業」を実施しており、精神科病院職員に対する研修や退院に向けた意欲喚起のためのピアサポート強化事業を継続実施するとともに、「地域精神医療体制整備広域コーディネーター（以下広域コーディネーター）」を配置することにより長期入院患者の個別の伴走支援も強化しているところです。○　また、府内においては、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る保健・医療・福祉関係者による協議の場が府・保健所圏域・市町村全てに設置され、各地域での精神保健医療福祉連携が実践されているところであり、この場に広域コーディネーターが参画し、各種の情報共有や好事例の横展開を図っているところです。○　今後も引き続き、庁内関係部局と連携し、市町村や関係機関の取組み支援等に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】３．精神障害者の地域移行・権利擁護について２）　今年度から始まる入院者訪問支援事業の府の取組みが、より効果的に取り組んでいけるよう予算の確保、精神科病院への周知、実施団体との話合いを進めること。 |
| （回答）○　入院者訪問支援事業は、市町村長の同意による医療保護入院となった患者等からの希望により、都道府県等が行う研修を修了し府が選任した支援員が、医療機関を訪問し、入院者の話を誠実かつ熱心に聴くとともに、入院中の処遇や生活に関する相談に応じるものです。○　事業の効果的な執行に向け、事業を紹介するリーフレットを作成しており、今後、精神科病院への周知を図るとともに、事業委託を考えている団体とも話し合いを重ね、円滑な事業運営に努めて参ります。○　また、本府では、より良好な療養環境の提供、維持・発展に寄与するため、大阪市、堺市と共同で精神科医療機関療養環境検討協議会を設置しており、これらの活動とも連携し、円滑な運用に向けた取組みを実施して参ります。 |
| （回答部局課名）健康医療部　保健医療室　地域保健課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】４．相談支援について１）　相談員１人事業所が非常に多く廃業が相次いでいることを受けて、相談員を複数配置してゆけるよう、１人事業所への支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬の算定等の方策をわかりやすくまとめ、各市町村、事業所等に周知・サポートすること。 |
| （回答）○　令和６年度の報酬改定により、相談支援事業所の常勤職員を２名以上配置し、自立支援協議会に構成員として定期的な参画や、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施した場合など、一定の要件を満たす場合は機能強化型の報酬区分が認められることになりました。○　令和５年度以前から機能強化型の報酬区分はあったものの、令和６年度の改定により概ね８％の増額になっております。○　一方で、相談支援事業所の報酬体系は加算を含め算定方法が難しく、１人事業所の相談支援専門員が繁忙のため、加算部分を請求できるにも関わらず、請求していないという声も聞いております。○　相談支援専門員の業務は、時代とともに複雑多岐な役割が期待されており、その業務量に適切に対応するよう、令和６年度の報酬改定の効果を検証しつつ、さらなる基本報酬の底上げを行い、加算を含む複雑化する相談支援事業所の報酬体系について、わかりやすく整理するよう国に要望し、かつ市町村に対しては相談支援事業所向けの報酬算定の研修会等の開催を働きかけるなど、引き続き、府内の相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】５．地域生活支援拠点等について１）　地域での緊急ケースへの迅速な対応や地域移行の一層の促進に向けて、地域生活支援拠点機能を強化していくために、報酬改定で新設された地域生活支援拠点等機能強化加算を活用し、市町村と連携して全市町村で拠点コーディネーターの配置を推進・バックアップしていくこと。　　また、拠点コーディネーターを配置した事例を集約し、好事例を積極的に周知すること。２）　地域生活支援拠点機能の強化に向け、とりわけ地域の緊急事例・困難事例等に迅速に対応できるようにするために、入所施設での受入れだけではなく、グループホームや通い慣れた日中事業所での緊急受入れも可能としている市町村事例を周知するとともに、「府基盤整備促進ワーキング」を再開し、府として各市町村の地域支援拠点機能の充実強化策の検討を進めること。 |
| （回答）○　地域生活支援拠点等の整備については、令和５年３月、大阪府障がい者自立支援協議会の報告書「地域における障がい者の支援体制について」において、緊急時の受入れ・対応等の拠点に求められる機能を充実させるためには、緊急時に備えた事前登録、住民への周知・働きかけ、拠点等の運用状況の検証・検討が重要であることが示されました。○　この提言を踏まえ、地域生活支援拠点の充実・強化を図るため、運用状況の検証・検討の推進・強化に向けて、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループにおいて、ご意見をいただいているところです。○　「拠点コーディネーター」については、令和６年度から、地域生活支援拠点等において求められる役割や業務等が明確化され、地域生活支援拠点等機能強化加算等が創設されたことに伴い、市町村における拠点コーディネーター配置状況等にかかるアンケートを実施し、その結果を市町村に情報提供することとしています。○　また、「緊急時の受入れ・対応」については、令和元年７月にとりまとめた「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」において、市町村に対象者の事前把握と登録を提案するとともに、令和３年度より市町村の意見交換会を実施し、各機能の好事例などの情報共有を行っているところです。○　さらに、市町村が地域の実情に応じて取組みを進めるために参考としていただけるよう、大阪府ホームページにおいて、各市町村の取組事例や拠点の運用状況の検証・検討の実施状況等を掲載し、広く周知も図っているところです。○　今後も引き続き、地域生活支援拠点等の機能・強化に向けて、好事例や課題等の情報共有を通じて市町村への継続的な支援に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】６．防災対策について、近年の猛烈な風水害や地震に備え、要支援者が直ちに上階に垂直避難できるよう、学校校舎の他ホテル、公的施設、物販店等の避難所を幅広く確保し、時間的余裕をもって事前開放することや、要支援者が実際に利用できるか現地検証し必要な設備・備品を整えておくこと。また個別避難計画の作成にあたっては、全市町村に福祉専門職と連携した計画作成を強く勧奨するとともに、福祉避難所への直接避難や要支援者名簿の中軽度者への拡大も働きかけること。 |
| （回答）○　市町村は、災害対策基本法に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のため、洪水など災害の種類に応じた指定緊急避難場所の指定や、想定される災害の状況や人口の状況等を勘案し、災害が発生した場合に被災住民等を一時的に滞在させるための指定避難所の指定をしなければならないと定められており、避難所の開設及び運営についても市町村の責務とされています。本府としては、市町村と連携して、避難所の課題解決に向け、避難所のバリアフリー化や運営体制の確立など、質の向上に取り組んでまいります。また、災害発生時には、可能な限り多くの避難所等を確保する観点から、府内に所在するホテル等の宿泊施設と「災害時等における宿泊施設の提供等に関する基本協定」を、また、大型商業施設の立体駐車場を車で避難する場合の避難先として活用できるよう、（一社）日本ショッピングセンター協会と「避難対策等における連携と協力に関する包括協定書」を事前に設備等確認のうえそれぞれ締結いたしました。引き続き、市町村に対し、国・府有施設の活用を働きかけるとともに協定未締結のホテル等に対して協力を求めるなど、府内市町村の十分な避難所確保の支援に引き続き努めてまいります。○　個別避難計画の作成については、令和３年５月の法改正により、市町村の努力義務化とされ、概ね５年程度で、優先的に計画を作成する対象者を抽出し作成することになっています。その抽出は、心身の状況のほか、地域におけるハザードや独居等の居住状況など、３つのポイントで判断することになっています。このため、本府では、これまで、関係部局と連携して、市町村担当者に向け、個別避難計画の優先作成者の抽出方法を含む研修や市町村の部局長等を対象に災害時要援護者の支援を含めた災害マネジメント研修を実施するなど市町村支援を行ったところです。引き続き、関係部局と連携し、福祉事業者への個別避難計画に関する理解の促進や市町村が地域の実情に応じた計画作成対象者からの抽出・計画作成が促進されるよう市町村ニーズを踏まえた支援を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）危機管理室　災害対策課危機管理室　防災企画課福祉部　福祉総務課福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】７．生活介護で今年度から１時間刻みの報酬が導入され、障害特性による短時間利用等での配慮規定も設けられたが、そもそも精神障害等では長時間利用が困難な実情があることを十分ふまえ、柔軟に対応するよう市町村に徹底しておくこと。 |
| （回答）○　障がい福祉サービス事業者の指定等の事務につきましては、府内での指定・指導業務の平準化を目的として「指定・指導に関する調整会議」を定期的に開催し、府と権限移譲市町村で、制度の運用に関する情報の共有を図っています。○　生活介護も含めた今回の報酬改定に伴う課題や具体的な取り扱い等については、必要に応じて、市町村とも情報共有していきます。○　国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、市町村は、申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、置かれている環境、当該障害者等の介護給付費等の受給の状況その他の主務省令で定める事項及びサービス等利用計画案を勘案して、支給の要否を決定するものとするとされています。○　大阪府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう市町村に通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課（下線部について回答） |